第1日

令和3年2月24日(水)

午前10時零分開会

○議長(堀尾俊浩君) おはようございます。定刻になりましたので、これより、令和 3年第1回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から 3月18日までの23日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月18日までの23日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

9番半田雄三議員

10番中島秀樹議員

を指名いたします。

次に、施政方針について、市長より説明を求めます。市長。

(市長登壇)

〇市長(林 裕二君) 本日ここに、令和3年第1回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙な中にお繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本議会は、市政運営の基本となる令和3年度の当初予算をはじめ、多くの重要な案件について、御審議をお願いするものであります。したがいまして、その冒頭で私の令和3年度における市政運営に対する所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。令和3年度は、市長就任4年目の総仕上げとなる重要な年であります。私に寄せられた期待と責任の重さを肝に銘じ、市民に信頼される市政の推進に努めてまいります。

「復興計画」におきましては、被災前の活力を回復し、地域の価値を高める期間、再生期の2年目となります。平成30年10月から指定されておりました長期避難が、昨年10月には一部解除となりましたが、未だ指定が続いております27世帯の解除に向けての取組を進めてまいります。すまいの再建を加速させるとともに、引き続き道路や河川、農地などの復旧計画を具現化し、復旧・復興を実感し、希望を持っていただける年にしたいと考えております。

昨年10月に行われました国勢調査の人口速報集計が今年6月に公表されます。人口推移

を分析し、朝倉市人口ビジョンを見据えた実効性ある施策に取り組んでいく必要があります。

第2期朝倉市総合戦略のもと、「関係人口」を創出・拡大し、地域の活性化や将来的な 移住者の拡大を図るとともに、結婚・出産・子育ての希望を叶えられるような少子化対策 に引き続き力を入れてまいります。

世界の情勢を見てみますと、全世界を震撼させている新型コロナウイルスの感染拡大は 未だ収束が見えず、医療機関のひっ迫や経済の低迷など今までに経験したことのない極め て厳しい情勢が続くことが予想されます。また、感染力が増強した変異株のウイルスが各 国で確認されており、未知の脅威に対しても気を許せない状況になっております。

国内におきましては、新型コロナウイルス感染症対策などの国の大型補正予算が成立し、全国の自治体が知恵を絞り様々な対策に取り組んでまいりました。まもなく、ワクチン接種もはじまってまいります。また、開催が延期されておりました東京2020オリンピック・パラリンピックにつきましては、7月の開催に向け準備が進められております。9月にはデジタル社会の構築を力強く進めていくためのデジタル庁が発足され、行政サービスの利便性向上に向けたマイナンバーカードの全国民への交付や各自治体の行政システムの統一・標準化の目標が掲げられております。県内では、福岡市が先駆けとして取り組んでおります「地方公共団体における押印見直し」の動きも全国の自治体で加速していくものと思われます。

政府の令和3年度予算案につきましては、2020年度の第3次補正予算と合わせ15か月予算とし、新型コロナウイルス感染拡大防止に万全を期しつつ、デジタル社会・グリーン社会、活力ある地方、少子化対策など全世帯型社会保障制度などにも対応する予算として、3年連続100兆円超えの一般会計総額106兆6,097億円となっております。国の動きを見定めながら、本市の施策に的確に対応させてまいります。

未曽有の被害をもたらした平成29年7月九州北部豪雨災害から3年7か月が経過いたしました。私は、就任当初から「ふるさとを取り戻す」の理念のもと、復旧・復興に全力で取り組んでまいりました。毎年のように発生する豪雨災害は、復旧・復興に大きな影響を与えておりますが、国や県の御支援と他自治体からの応援職員の御協力もあり着実に復旧は進んできております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により私たちの日常生活は一変いたしました。昨年4月に発出された「緊急事態宣言」は5月には解除されたものの、外出自粛の要請、小中学校や高校の一斉休校、飲食店の営業自粛など、社会の混乱と併せて新しい生活様式への移行が急激に進みました。さらに、今年1月14日には2回目の「緊急事態宣言」も発出され、今後もしばらくの間、新型コロナウイルス感染症の脅威は続くことが予想されます。事業者への支援をはじめウィズコロナ・アフターコロナに向けての対応が重要な課題となっております。2月には、市民へのワクチン接種を円滑に進めていくため、新型コロナウ

イルス接種対策室を設置いたしました。引き続き市民生活の安全と健康を守り、経済活動 を回復させる事業に取り組んでまいります。

昨年は、災害関連事業において職員の不祥事が発覚し、市民の市政に対する信頼を著しく失墜させてしまいました。「不祥事は一部の職員のしたことであり、自分には関係ない」という無関心を決して許すことはできません。職員の行動の変化や変調の兆しを見抜く管理職としての資質を高めるとともに、職員一人ひとりがそれぞれの立場で公務員倫理の高い理念を持ち続けることが肝要であります。私が先頭に立ち、全職員一丸となって市政の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

現在、本市では、災害の影響により、様々な事業を延期または中止しております。全ての事業が被災前と同様に実施できるとは限らず、見直しが必要であると考えております。 本定例会で新市建設計画変更の議案の上程を予定しておりますが、凍結しております大型 事業につきましては、財政状況を勘案し、優先度を検討した上で、一つ一つ将来に向けた 「責任ある決断」をしてまいりたいと考えております。

さて、令和3年度の行政運営は、第2次朝倉市総合計画に基づいて展開してまいります。 新型コロナウイルス感染症対策が喫緊の課題であることはもとより、少子高齢化や人口減少といった本市の課題に重点的に取り組んでいくこととしております。

さらに、災害からの復旧・復興と地方創生の推進の2つを全庁横断的な重点分野として 取り組んでまいります。併せて、朝倉市復興計画及び今年度策定の朝倉市地域強靭化計画 に基づき、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

それでは、令和3年度の主な取組を総合計画の9つの基本目標ごとに申し上げます。

まず、一つ目の基本目標、「災害や危機に強く、安全・安心が実感できる暮らしの実現」についてです。

復興計画に基づき、安全なまちづくりを推進していくため、被災地域の方々と意見を交わしながら、地域の再生・発展に引き続き取り組んでまいります。

今年度策定予定の復興実施計画に基づき、旧志波小学校跡地の防災拠点施設や宅地分譲の整備、松末地域定住促進団地の整備、災害復旧事業に合わせた宅地嵩上げ事業などを進めてまいります。未だ住宅再建の方針が決まっていない世帯に対する生活支援として、引き続き地域支え合いセンターを運営し、被災した住民同士の交流活動への支援を行ってまいります。また、国の新たな制度を活用し、平成29年以降の被災地域における被害を防ぐため、宅地嵩上げなど浸水対策費用への補助を行ってまいります。

次に、二つ目の基本目標、「人がつながり、支えあう活力ある地域社会の創造」についてです。

市内の17地域コミュニティの活動を円滑に進めるため、引き続き活動経費の助成や各コミュニティセンター施設の営繕などを行ってまいります。

「朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」に基づき、

全ての人の人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて、教育と啓発を推進してまいります。あらゆる分野において、性別に関わりなく個性や能力を発揮する機会を増やしていくため、朝倉市男女共同参画センターによる事業を推進してまいります。男女共同参画社会の実現に向け、令和元年度の実績では32.5%でありました審議会などの女性委員の割合を令和3年度中に35%に引き上げることを目指してまいります。さらにこれまでの取組を検証し、第4次朝倉市男女共同参画推進計画を策定してまいります。

次に、三つ目の基本目標、「誰もが健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実についてです。

市直営の朝倉診療所を中心に、定期的な健診、体力づくり支援、介護予防などのほか、 予防医療にも取り組んでまいります。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、ワクチン接種をはじめ国や県の様々な施策も活用しながら、市民の感染拡大防止に取り組んでまいります。

また、特定健康診査受診率40%を目指し、2年連続で受診した方の健診自己負担を無料といたします。併せて、職場健診や人間ドックなどを受け、特定健診項目の内容が含まれた健診結果を提出した方には、市の指定ゴミ袋の配布を行ってまいります。市民の健康寿命の延伸を図るため、高齢者のフレイル予防や重症化予防の取組として、健康相談や保健指導を行ってまいります。

次に、四つ目の基本目標、「次代につなぐ良好な環境の保全」についてです。

第2次朝倉市環境基本計画に基づき、市民、民間団体、事業者及び行政が互いに補完し合い、協働しながら、良好な地域環境及び地球環境の創造を目指してまいります。また、森林環境譲与税を活用した水源かん養のための荒廃森林整備や間伐などの整備に取り組んでまいります。

循環型社会の構築を目指し、分別によるごみの適正処理やリサイクル、市民が主体となった環境美化運動を推進することによりごみの減量を進め、併せて食品残さの再資源化などを推進してまいります。また、水環境のバロメーターでもありますスイゼンジノリの保全につきましては、成育環境の改善を目指してまいります。

次に、五つ目の基本目標、「豊かな地域資源を活かした産業、観光の振興」についてです。

農業は、本市の基幹産業であります。しかしながら、就農者の高齢化や後継者不足により、その基盤が揺らいでおります。それらの課題に真摯に向き合い、農業の振興に努めてまいります。

豪雨災害で被災した農家の営農再開に向けて、区画整理事業による災害復旧を本格的に進めてまいります。併せて、整備区域内の農地の土づくりのための堆肥購入補助を行ってまいります。さらに、被災地域の農地の生産性向上のため土壌分析や土壌改良資材の補助を行ってまいります。また、近年のアライグマをはじめとする小動物による農林産物など

への被害の軽減を図るため、捕獲単価を見直し、処分費用の補助を行うことにより捕獲数を増やす取組を強化してまいります。今年度中に策定いたします第2次朝倉市食料・農業・農村基本計画に基づき、農業の持続可能性を高めるため、スマート農業の導入や多様な農産物の生産などに取り組んでまいります。

中小事業者への支援につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により厳しい 状況が続いておりますが、国や県の交付金を活用した事業継続のための支援を行ってまい ります。

観光振興につきましては、昨年7月の豪雨災害復旧で遅れておりました小石原川ダム事業の完成にあわせ、コア山を活用したマウンテンバイク施設や小石原川ダム水源地域整備事業による親水公園などの整備を進めてまいります。また、将来的な外国人観光客を含めた観光入込客増加を目指し、地域おこし協力隊によるインバウンド対策やサイクルプロジェクトを進めてまいります。

次に、六つ目の基本目標、「快適で住みよい都市基盤の充実」についてです。

上下水道事業につきましては、今年度策定の中長期的な経営の基本計画である「朝倉市下水道事業経営戦略」による経営状況や将来の見通しを踏まえ、適切な施設の維持管理、 適正な収入の確保などの経営基盤の強化に取り組んでまいります。

また、市営住宅につきましては、災害で延期しておりました東中町団地の建て替え及び 鳩胸団地の建て替えを行ってまいります。さらに、移住・定住促進事業といたしまして要 望の多い住宅リフォーム補助を継続するほか、都市部からの移住を促すためのお試し居住 体験事業や他市町村からの若い世代や起業家、就業者、新規就農者などの移住に対する支 援に取り組んでまいります。

次に、七つ目の基本目標、「笑顔があふれ、将来に夢や希望をもち飛躍できる子供の育成」についてです。

子育て支援につきましては、子ども医療費支給制度の拡充として、中学生の入院外に係る医療費を支給対象に加え、自己負担額の上限を超える分を支給いたします。さらに、産後に身体的不調や育児不安などがある方に対し子育ての技術的アドバイスを行う前向き子育て応援事業につきましては、育児を楽しくするセミナーなどプログラムメニューを増やし、取組を強化してまいります。

少子化対策につきましては、独身男女の登録やマッチング、出会いの場づくりをさらに推進していくため、NPO法人出会いサポートセンターJUNOALL(ジュノール)と協定の締結を進めてまいります。また、婚姻に伴う住宅取得費、家賃、引っ越し費用への補助を行い、新婚世帯の新生活支援を行ってまいります。

教育分野につきましては、子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現するために進められてきましたGIGAスクール構想により、市内の小中学校の児童生徒全員に1人1台のタブレット端末の整備を令和2年度中に完了し、ICTを活

用した教育に一層取り組んでまいります。

次に、八つ目の基本目標、「生涯にわたる学び、活動の推進」についてです。

秋月の歴史を発信する秋月博物館の環境整備として進めてまいりました地域情報棟の運用を始めてまいります。歴史の継承と文化の振興を題材とした様々なイベントを開催することで、秋月地域への集客に繋げてまいります。

昨年9月に本市とフレンドリータウン協定を締結いたしましたアビスパ福岡は、その後、順調に勝利を重ね、5年ぶりのJ1昇格を決められました。協定に基づき、プロのサッカー選手と触れ合う機会を通じて、スポーツの楽しさ、夢を持つことの大切さを学ぶことで、子どもの健やかな成長につなげていきたいと考えております。今年8月には、百人一首全国中学生大会が本市で開催されます。また、5月には延期されておりました東京2020オリンピック・パラリンピックの聖火ランナーが被災地を走ることになっております。この機会にメディアを通して、これまで本市に支援をしていただいた方々に対する感謝の気持ちと復旧・復興を全国に発信したいと考えております。

次に、九つ目の基本目標、「透明性・効率性の高い持続可能な行財政運営」についてです。

市民の皆様に暮らしやすさを十分伝えられるような広報広聴活動に取り組んでまいります。納税などの利便性向上のため、キャッシュレスやコンビニ納付の準備を進めてまいります。また、会議のペーパーレス化に向けて、タブレット端末を活用した議会運営のオンライン化を進めてまいります。ふるさと納税につきましては、返礼品の品揃えやウェブサイトの拡充といった地道な努力を重ね、制度本来の趣旨に基づく取組の中で順調な伸びを示すことができました。引き続き貴重な財源確保の一助になるよう積極的な取組を進めていき、目標額を16億円といたします。

山積する行政課題をクリアしていくために、人材は、何ものにも代えがたい財産であります。行政評価、人事評価などを通じて、職員の資質、やる気及び危機対応能力を向上させるとともに、他自治体との人事交流や専門人材の受入れを拡充いたします。また、災害対応による健康面への影響を配慮した職場環境の向上や働き方改革の実践にも、引き続き取り組んでまいります。

災害からの復旧・復興と地方創生に同時に取り組むには、多くの財源と人員並びに一定の時間を必要とします。財源につきましては、想定外の一般財源が必要になることも考えられます。通常の行政運営に必要な財源をしっかり確保することに加えて、特別交付税の措置が最重要となってまいります。私自身の経験や人脈を生かして要望活動を行うなど、引き続き果敢に取り組む覚悟であります。

人員確保につきましては、引き続き全国の自治体からの派遣職員をお願いするほか、技 術職員の前倒し採用や任期付職員の採用を行ってまいります。また、復旧・復興を確実に 進めていくために、技術職員の効果的配置を行ってまいります。以上、令和3年度の施政 方針について申し上げました。

冒頭に申しましたように、令和3年度は市長就任4年目の重要な年になります。市民の皆様が、元気と笑顔があふれ再び輝く日を取り戻すことができるように、誠心誠意、全力で山積する課題に挑戦し、市民の皆様、そしてその代表である市議会議員の皆様、市役所とともに一丸となって、ふるさと朝倉市の未来を切り開いていく決意であります。議員各位には、重ねて御理解と御協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

(市長降壇)

- ○議長(堀尾俊浩君) 補足説明があれば承ります。総務部長。
- **○総務部長(石井清治君)** 先ほどの施政方針の、市長が述べられました中で、1ページの12行目、長期避難が昨年――市長が申されましたのは10月にはということで申されましたが、昨年4月にはということで、正しくは昨年4月でございますので訂正をいたします。以上です。
- 〇議長(堀尾俊浩君) 以上で、施政方針の説明は終わりました。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告3件、議案37件の送付を受けたほか、議員から意見書案1件が提出されました。

これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

〇市長(林 裕二君) 本日提案いたしました議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本定例会では、報告について3件、専決処分について1件、当初予算について10件、補 正予算について8件、条例の廃止、一部改正及び制定について10件、計画の変更について 2件、工事委託に関する協定及び工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更につ いて2件、工事請負契約の締結について1件、市道路線の認定について1件、指定管理者 の指定について1件、規約の変更について1件、合計40件の議案等を提案申し上げ、御審 議をお願いする次第であります。

まず、報告第1号から報告第3号までについて、説明申し上げます。

報告第1号から報告第3号までの専決処分の報告につきましては、交通事故及び物損事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

次に、第1号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算(第7号)に係る専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、ワクチンが供給された際に、多くの市民への接種を迅速に実施するための体制確保に伴い、予算の補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、当初予算について説明申し上げます。

第2号議案令和3年度朝倉市一般会計予算につきましては、当初予算規模を379億3,000万円とし、対前年度比34億7,000万円、8.4%の減となっております。内訳としまして、災害関連予算以外の地方創生事業等の通常分については約8億円減の約280億円となり、被災後4年目となる「平成29年7月九州北部豪雨」災害等の関連予算については復旧事業の進捗等により約26億円減の約100億円となっております。

災害関連予算につきましては、令和元年度及び令和2年度からの繰越明許費等約70億円と合わせると実質約170億円の予算となり、復旧・復興を着実に進める予算を確保いたしました。

それでは、一般会計の歳入の概要について説明申し上げます。

市税は、新型コロナウイルス感染症や固定資産税の評価替え等による影響が見込まれることから、対前年度比4億2,959万8,000円、6%の減となりました。

一般財源等の中で大きな割合を占める地方交付税等は、国が示した令和3年度の地方財政計画において、地方交付税は対前年度比8,503億円、5.1%の増、臨時財政対策債は2兆3,399億円、74.5%の増とされました。これに地方税の減等を含む一般財源総額は、地方が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災、国土強靭化の推進等の重要課題に取り組めるよう、0.5%減の63兆1,000億円が確保されました。

本市におきましては、市税の減、公債費の増、合併算定替の終了等により、普通交付税は対前年度比5,000万円、0.9%の減、臨時財政対策債は対前年度比4億8,000万円、77.4%の増となり、特別交付税は前年度同額の10億円を計上いたしました。

このことから、歳入の根幹を成します市税、地方交付税等の一般財源総額は、対前年度 比5,500万2,000円、0.3%の増となりました。

次に、歳出の主な内容について、目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、総務費は、個別施設長寿命化計画策定経費等の減はあるものの、ふるさと応援寄附金事業及びそれに伴う積立金、松末定住促進住宅整備費、衆議院議員選挙経費等の増により、対前年度比3億7,306万3,000円、6.4%増の61億9,464万8,000円といたしました。

民生費は、障がい福祉サービス事業費等の増はあるものの、私立保育園施設整備補助金、 秋月・安川統合保育所建設事業費、蜷城・大福学童保育所整備事業費等の減により、対前 年度比4億5,306万7,000円、4.6%減の94億4,630万4,000円といたしました。

農林水産業費は、緊急自然災害防止対策事業費等の増はあるものの、筑前あさくら農業協同組合パッケージセンター建設補助事業費、農村環境整備事業費等の減により、対前年度比4億597万5,000円、15.1%減の22億7,594万6,000円といたしました。

土木費は、鳩胸団地建替事業費や宅地嵩上げ等浸水対策促進事業費等の増はあるものの、 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費、東中町団地建替事業費等の減により、対前年度比 3億37万9,000円、8.3%減の33億1,039万3,000円といたしました。 教育費は、学校ICT活用事業費等の増はあるものの、市民センター改修事業費、杷木体育センター解体費等の減により、対前年度比3億4,971万9,000円、13.5%減の22億4,659万6,000円といたしました。

災害復旧費は、平成29年7月九州北部豪雨災害等の災害復旧事業の進捗等により、対前 年度比23億9,005万7,000円、24.5%減の73億7,506万9,000円といたしました。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、担当職員から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、特別会計について説明申し上げます。

第3号議案令和3年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算につきましては、対前年度比71万7,000円、10.5%減の612万3,000円といたしました。

第4号議案令和3年度朝倉市簡易水道特別会計予算につきましては、対前年度比27万7,000円、5.8%増の507万円といたしました。なお、矢野竹地区の水道整備事業は、水道事業会計で行うこととしております。

第5号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定において、対前年度比1億3,722万6,000円、1.9%減の71億1,612万9,000円とし、直営診療施設勘定において、対前年度比1,351万6,000円、4.4%減の2億9,123万8,000円といたしました。

第6号議案令和3年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比1,038万3,000円、1.1%増の9億5,669万6,000円といたしました。

第7号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計予算につきましては、対前年度比4,799万5,000円、0.8%減の60億2,568万7,000円といたしました。令和3年度から3年間、第8期となる介護保険事業計画に基づく事業を行ってまいります。

第8号議案令和3年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算につきましては、対前年度 比6万1,000円、9%減の61万7,000円といたしました。

次に、第9号議案から第11号議案までにつきましては、企業会計予算に関する議案であります。

第9号議案令和3年度朝倉市工業用水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として、年間547万5,000立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に1億4,618万4,000円、支出に1億1,873万3,000円を計上いたしました。また、資本的収入及び支出において、キリンビール福岡工場への工業用水管更新工事に伴う水管橋の撤去等を行うこととし、収入に7,321万9,000円、支出に8,288万7,000円を計上しておりますが、不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものであります。

第10号議案令和3年度朝倉市水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として、年間286万553立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出

において、収入に6億1,351万4,000円、支出に5億9,712万4,000円を計上いたしました。また、資本的収入及び支出において、災害復旧事業、河川災害復旧に伴う橋りょう部配水管の架け替え工事等を行うこととし、収入に3億2,146万7,000円、支出に4億4,235万2,000円を計上しておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

第11号議案令和3年度朝倉市下水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として、水洗化人口3万127人に対し、年間総処理水量446万8,503立方メートルを処理することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に21億335万1,000円、支出に20億8,433万7,000円を計上いたしました。また、資本的収入及び支出において、流域関連公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業の建設改良を主に行うこととし、収入に16億1,539万7,000円、支出に22億55万7,000円を計上しておりますが、不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

次に、第12号議案から第19号議案までの補正予算に関する議案につきまして説明申し上 げます。

第12号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算(第8号)につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業費及び国の補正予算に係る事業費の増、災害関連経費の増減、既定経費の減額等を補正するもので、補正の額は、歳入歳出それぞれ41億4,271万6,000円を減額し、予算総額を488億2,215万円といたしました。

第13号議案令和2年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定経費の減額等に伴い財政調整基金へ積み立てる経費を補正するもので、補正の額は、歳入歳出それぞれ30万1,000円を追加し、予算総額を714万1,000円といたしました。

第14号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、 事業勘定において、前年度の療養給付費負担金の確定に伴う県への返還金、既定経費の減 額等を補正するもので、補正の額は、歳入歳出それぞれ4,684万3,000円を追加し、予算総 額を73億869万8,000円とし、直営診療施設勘定において、新型コロナウイルス感染症の影響による診療報酬の減や国庫補助金の増等、歳入予算の組替えを補正するものであります。

第15号議案令和2年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、後期高齢者医療広域連合に対する保険料負担金及び既定経費の減額等を補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ326万4,000円を追加し、予算総額を9億4,957万7,000円といたしました。

第16号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、国からの介護保険保険者努力支援交付金等を介護給付費準備基金へ積み立てる経費を補正するもので、補正の額は、歳入歳出それぞれ1,131万7,000円を追加し、予算総額を62億

1,692万3,000円といたしました。

第17号議案令和2年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、 資本的収入及び支出において、工業用水管更新工事の確定に伴う減について補正するもの で、資本的収入を4,500万円減額し、収入合計を3億5,264万7,000円とし、資本的支出を 4,500万円減額し、支出合計を3億6,234万3,000円といたしました。

第18号議案令和2年度朝倉市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、収益的収入及び支出において、工事費の減に伴い補正するもので、収益的収入を526万2,000円減額し、収入合計を6億3,168万8,000円とし、収益的支出を397万1,000円減額し、支出合計を6億1,112万2,000円といたしました。また、資本的収入及び支出において、災害復旧関連事業の実施年度変更等に伴う減により、資本的収入を4,093万1,000円減額し、収入合計を1億3,850万6,000円とし、資本的支出を4,335万7,000円減額し、支出合計を2億5,525万7,000円といたしました。

第19号議案令和2年度朝倉市下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、資本的収入及び支出において、国の令和2年度第3次補正予算により令和3年度に予定しておりました国庫補助事業の前倒しに伴う補助金及び企業債の借入の増に伴い補正するもので、資本的収入を7,410万円増額し、収入合計を16億9,342万2,000円とし、資本的支出を7,410万円増額し、支出合計を23億1,976万2,000円といたしました。

次に、第20号議案県営住宅恵比須団地汚水処理施設管理基金条例を廃止する条例の制定 につきましては、県営住宅恵比須団地が公共下水道に接続したことに伴い、県営住宅恵比 須団地汚水処理施設管理基金を廃止したいので、この条例を制定しようとするものであり ます。

第21号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上秋月コミュニティセンターの位置を変更したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第22号議案朝倉市立保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、秋月保育 所及び安川保育所を統合することに伴い、秋月保育所を廃止したいので、この条例を制定 しようとするものであります。

第23号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第24号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率を定めること等に伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第25号議案朝倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運

営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第26号議案朝倉市市道の構造の技術的基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定 につきましては、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政 令が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするも のであります。

第27号議案朝倉市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道事業の給水区域を拡張すること等に伴い、 規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第28号議案朝倉市久喜宮地域防災拠点施設条例の制定につきましては、災害時における 災害対策活動等の拠点施設として、久喜宮地域防災拠点施設を設置したいので、この条例 を制定しようとするものであります。

第29号議案朝倉市池の迫団地条例の制定につきましては、松末地域における定住人口の 増加を図るため、池の迫団地を設置したいので、この条例を制定しようとするものであり ます。

次に、第30号議案甘木市・朝倉町・杷木町新市建設計画の変更につきましては、甘木市・朝倉町・杷木町新市建設計画を変更するに当たり、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第31号議案朝倉市過疎地域自立促進計画(杷木地域)の変更につきましては、朝倉市過疎地域自立促進計画(杷木地域)を変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第32号議案及び第33号議案の工事委託に関する協定及び工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更につきましては、普通河川奈良ヶ谷川通堂川災害復旧工事及び普通河川平川災害復旧工事について、工事設計等の一部変更により協定額並びに工事概要及び請負契約額を変更する必要が生じましたので、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第34号議案工事請負契約の締結につきましては、農地改良復旧区画整理工事赤谷川地区3工区につきまして、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第35号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、 市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでありま す。

次に、第36号議案指定管理者の指定につきましては、朝倉市健康福祉館条例第10条の規

定に基づき、朝倉市健康福祉館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の 2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第37号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加 及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、令和3年4月1日から田 川地区広域環境衛生施設組合が、新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入す ることに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数を増やし、同組合規約を変更するため、 地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする 予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げ ます。

(市長降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 補足説明があれば承ります。

なければ、次に、意見書案について、提出者代表の説明を求めます。10番中島秀樹議員。 (10番中島秀樹君登壇)

〇10番(中島秀樹君) 意見書について、提案理由の説明をいたします。

全企業を対象とした「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書を提出したいと思います。

理由につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、日本経済の基盤である大企業や中小企業が売上減少による休業や資金繰りの危機に直面しています。今朝のニュースでも旅行大手のJTBが大幅な減資を行いまして、中小企業の税制を受けるというようなことを考えているというニュースがございました。このJTBですら廃業や倒産に追い込まれようとしている、そのような危機的な状況でございます。

このような経済状況の中、緊急経済対策として様々な緊急融資が打ち出されているところではありますが、このコロナ禍は長期化すると言われており、いつ回復するか分からない経済状況が続くと、多くの中小企業は先の見通しが立てづらく、借入金が増え、またその返済が大きくのしかかることになってまいります。

地域経済の基盤を担う中小企業を存続させ、多くの雇用を維持するための支援策として、 また中小企業と共存共栄を図る地域金融機関を支援する対策として、この事項が実現され るよう強く望んでおります。提案理由の説明は以上でございます。

(10番中島秀樹君降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は3月2日の本会議において行います。

お諮りいたします。第2号議案については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、本件については予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名いたしたいと思います。これに 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の 皆さんを予算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あらかじめお伝えいたします。次回、3月1日の本会議は、一般質問の1人当たりの持ち時間を70分とすることにより、特に午前9時30分に繰り上げて開くことにいたします。 お間違えなきようにお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時零分散会